第五条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号及び第五号」を「第三号から第五号まで」に改め、「控除した額」の下に「（同項の表九月の項に規定する交付金見込額（次項において「交付金見込額」という。）を限度とする。）」を加え、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一　前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等（法附則第十六条第二項に規定する反則金収入相当額等をいう。次項第一号において同じ。）

二　前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額

三　前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

第五条第一項第五号を次のように改める。

五　前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る過誤納に係る反則金等（法附則第十六条第二項に規定する反則金等をいう。次項第四号において同じ。）の返還金に相当する額

第五条第二項中「から第三号までに掲げる額の合算額から、第四号及び第五号」を「に掲げる額から、第二号から第四号まで」に改め、「合算額を控除した額」の下に「（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）」を加え、ただし書を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等

二　当該年度の八月から一月までの期間に係る法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

第五条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　当該年度の八月から一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

第五条第二項第五号を削る。

第十条中「三月及び当該年度の四月から二月まで」を「二月から当該年度の一月まで」に、「これらの」を「当該」に改める。

第十一条第一項の表九月の項中「三月及び当該年度の四月から八月まで」を「二月から当該年度の七月まで」に改め、同表三月の項中「九月から二月まで」を「八月から一月まで」に改める。

第十条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人空港周辺整備機構の項中「社会資本整備事業特別会計」を「自動車安全特別会計」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十一条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条第一項中「当該機構が承継した国の水資源開発事業」を「同条第三項に規定する国の水資源開発事業であって同条第四項の規定により機構がその業務として行うこととなったもの（以下「機構が承継した国の水資源開発事業」という。）」に、「同条第四項」を「同項」に改める。

（成田国際空港株式会社法施行令の一部改正）

第十二条　成田国際空港株式会社法施行令（平成十六年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「社会資本整備事業特別会計」を「自動車安全特別会計」に改める。

（地方道路税法施行令の一部改正）

第十三条　地方道路税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項及び第五項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

（復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

第十四条　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第二十五号」を「次条第三十号」に改める。

第二条中第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十九号とし、第二十三号を第二十八号とし、同条第二十二号中「第百九十八条第五項」を「（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の三第二項」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条中第二十号及び第二十一号を削り、第十九号を第二十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十四　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十五　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十六　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第十一号又は第二十四号に掲げる事業であるもの及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

第二条第十八号の次に次の四号を加える。

十九　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良の事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであって、国土交通大臣又は港湾管理者が施行するもの（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十一　港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

二十二　港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

（警察庁組織令の一部改正）

第十五条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「の交通安全対策特別交付金勘定」を削る。

（財務省組織令の一部改正）

第十六条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十一号中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

第四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第五号中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

第二十三条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

（農林水産省組織令の一部改正）

第十七条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十二号を第三十四号とし、第十五号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　食料安定供給特別会計の業務勘定の経理に関すること。

十六　食料安定供給特別会計の業務勘定に属する物品の管理に関すること。